

備忘録ないしは切り抜き帳(その101)

[2019年4月27日(土)]

○今朝の東京新聞に掲載されていた『「災害関連死」政府が定義 弔慰金は自治体判断のまま』と題する記事を以下に転載させて頂く。「政府は地震などによる負傷の悪化や避難生活の負担が原因で死亡する「災害関連死」を定義し、自治体に通知した。2011年の東日本大震災を除き初めて。ただ定義をしても、自治体ごとに災害関連死を認定し、被災者に災害弔慰金を支給する仕組みはそのまま。住む自治体によって弔慰金を受け取れる人とそうでない人が出かねず、不公平な状態は残ったままだ。内閣府が4月3日付で、政府の定義を各都道府県に通知した。復興庁が東日本大震災に限って決めた震災関連死の定義と同様、災害による負傷の悪化、避難生活での身体的負担による疾病で死亡し、災害弔慰金の支給対象と認められた人を災害関連死とした。内閣府防災担当は、定義を決めた理由について「近年、災害が多発していることを受けて、今後の災害でも関連死の死者数を把握できるようにするためだ」と説明している。災害関連死の概念は1995年の阪神大震災で生まれた。東日本大震災の災害関連死は、東京電力福島第一原発事故により避難した住民にも適用され、福島県では直接死の死者数を上回った。2016年の熊本地震でも直接死が50人だったのに対し関連死は218人で、避難所の環境改善が指摘された。避難所におけるインフルエンザなどの感染症、車中泊によるエコノミークラス症候群の発症などが死因として挙げられる。避難生活中の自殺が関連死と判断されたケースもあった。同じ災害で自治体の判断が異なり、災害弔慰金をもらえなかった人が民事訴訟を起こすケースもある。政府はこれまで、地域事情が異なることなどを理由に統一的な基準づくりを避けてきた。今回定義が決まったものの、災害関連死かどうかの判断を各自治体に委ねているため、今後も同様のケースが発生する可能性がある。東日本大震災で被災した岩手県陸前高田市は、「被災3県(岩手、宮城、福島)でも認定率に差があった。国の統一的な基準があった方がよい」と指摘。兵庫県立大大学院の室崎益輝教授(減災復興政策)は「自治体が関連死の存在を積極的に認めていけるよう政府が制度面で後押しすべきだ」と指摘する。〈災害弔慰金〉災害が原因で死亡したと認定された人の遺族に、500万円を上限に弔慰金を支払う制度。都道府県と市町村が4分の1ずつ負担し、残りは国の負担。建物の倒壊による圧死、津波や洪水での水死など直接死だけでなく、けがの悪化や避難生活での疲労やストレスが原因で、災害から一定期間後に死亡した場合も、災害との因果関係が認定された場合は「関連死」とみなされ、弔慰金が支給される。」
☞ 政府の定義と云うのがよく判らないので過去の資料を調べてみたところ、以下の事柄が判明した。4月5日付けの『「災害関連死」を定義 国が集計、公表も検討』と題する共同通信によれば「政府は5日までに、災害による負傷の悪化や避難所生活の負担が原因で死亡する「災害関連死」を定義し自治体に通知した。自治体が判断、人数を公表していた現状と実質的な違いはないが、今後は定義に基づいた集計になる。復興庁が東日本大震災で定義した「震災関連死」を踏襲した。通知は3日付で、災害による負傷の悪化または避難生活などでの身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給対象に認定した人と定義した。国が「死者」「行方不明者」と同様に集計し、公表することも検討する。」とのこと。これではさっぱり判らないので復興庁が東日本大震災で定義した「震災関連死」なるものを見てみると、それは『東日本大震災における震災関連死の死者数(平成30年9月30日現在調査結果)』なる報告書の注記に存在する、以下の記述であるらしい。「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義。(実際には支給されていない方も含む。) これでは自治体の災害弔慰金の支給基準を踏襲しているだけで、ことさら「内閣府が4月3日付で政府の定義を各都道府県に通知した。」と言えた代物ではないのではなかろうか。

「災害関連死」と認められた死者数

2011年3月	東日本大震災	3701人
16年4月	熊本地震	218人
18年7月	西日本豪雨	42人
18年9月	北海道地震	2人

※4月26日現在。東日本大震災は復興庁の統計。その他の災害は被災道県が集計。西日本豪雨は、被害の大きかった岡山、広島、愛媛の合計

[2019年4月28日(日)]

○今朝の東京新聞のコラム“筆洗”を以下に転載させて頂きたい。内容はすでに4月6日にも触れさせて頂いたトランプネタである。「トランプ米大統領に「ペレ」のあだ名があるのはご存じか。サッカー名選手のペレに由来する。サッカー上手とは知らなかった▼実はあだ名はゴルフ場のキャディーたちが付けた。ボールが林ややっかいなラフに入ったとする。大統領はそのボールをけっ飛ばしフェアウエーの好位置に出すのだそう。ペレのような巧みな足技という意味らしい▼米国で話題の『コマンダー・イン・チート』という本にあった。題名は「コマンダー・イン・チーフ」(最高司令官)のシャレで「ズルの最高司令官」というところか。

大統領のゴルフでのでたらめぶりを紹介している。投げる、ける、打ち直し。人が見てもおかまいないそうさ▼「その人を知りたければその人とゴルフをすればよい」。英作家P.G.ウッドハウスの言葉だが、ゴルフでズルをする人は政治、外交でも癖が抜けないらしい。日米首脳会談。トランプ大統領は突然、日本に米国産の農畜産品への関税撤廃を求めてきた▼農畜産品の関税の引き下げは、環太平洋連携協定(TPP)のレベルを最大限とすることで合意したはずだが、関税撤廃と別のボールを打ち直してきた。会談では「われわれは日本車に関税をかけていない」という虚偽申告も。なるほどウッドハウスは正しい▼こういうお方と付き合うのはうんざりだが、わが国の首相はよほどがまん強いとみえる。」

[2019年4月30日(火)]

○今朝の東京新聞には『平成のおわりに「当たり前」をかみしめて』と題する社説が掲げられていたので以下に転載させて頂く。「今日で天皇陛下が退位され、平成の時代が終わります。特別な節目の日ではありますが思い浮かぶのは特別とは正反対「当たり前」の事です。1989年1月7日付の小紙の社説は「矛盾が多い消費税の価格転嫁」など2本で、「昭和のおわりに」という社説は載っていません。当然、その日が昭和の終わりになることを事前に誰も知らなかったからです。とまれ、平成はその翌日に始まり30年余。思えば、呱呱の声を上げた嬰兒が大人に、紅顔の美青年が厚顔な中高年になるほどの時間です。社説で言えば、平成時代にざっと2万本が書かれた勘定。本稿が最後の1本かと思えば、いささかの感慨を禁じ得ません。◆原発に制御されている こそしばらく、メディアでは多くの平成回顧が見られました。吉凶ないませ、本当にいろいろなことがあったのですが、「平成時代にあったこと」を一つと言ったら、やはり多くの人が東日本大震災を挙げるのではないのでしょうか。地震・津波の恐るべき力が夥しい数の命を奪いました。そして、原発事故。『ジュラシック・パーク』の恐竜みたいに、人間が作り出したものが人間の制御を離れて暴走する恐怖は、それまで味わったことのない種類の恐怖でした。あれだけのことが起きたのに、なかったことにするつもりか、政府はなお原発「維持」に拘泥しています。もはや時代遅れ、安全性どころか経済合理性だって大いに疑問です。事故当事国の日本こそ真っ先に方向転換し、再生可能エネルギーに未来の活路を見いだすべきだったのに、今や他国に相当後れをとっています。動かない、いや動けないのか。もしや、いつか首相が言った「アンダーコントロール」とは、原発が制御されている、ではなく、原発に制御されている、の謂だったのでしょうか。◆何でもないことの平安 俳人長谷川耀さんの震災直後の作歌に、忘れがたい一首があります。<ラーメン屋がラーメンを作るといふことの平安を思ふ大津波ののち> あの震災と原発事故で、私たちは、それ以前には何でもない、当たり前と思っていたことが、実はどれほど大事なものであったのかを、あらためて思い知りました。「行ってきます」と出て行った子が「ただいま」と帰ってくる。夕餉の食卓には家族の顔がそろろう。電車は時間通り動き、パン屋にはパンが並び、コンビニにはビールや弁当やお菓子があふれ、夜の街ではネオンがまたたく。故郷の家はずっと暮らすことができ、日本の産物は「安全」の代名詞のように諸外国に扱われる…。こうした多くの「当たり前」が震災・原発事故で失われました。ここで「平成時代にあったこと」から「平成時代になかったこと」に話を転ずるなら、まず挙げるべきは、戦争だと思います。近代以後、明治にも大正にも昭和にもあったが、平成の時代にだけは、それがなかった。考えてみれば、戦争ほど人々の営みの「当たり前」を奪い去るものはありません。過去の戦争では、どれほどの「行ってきます」が「ただいま」に帰り着けず、どれほどの「お帰りなさい」が重くのみ込まれたまま沈黙の淵(ふち)へと沈んだか。食べるものがある、住む所や働く所、学ぶ所がある。そうした無数の「当たり前」を戦争は燃やし、壊しました。昭和がその後半、どうにか守った「戦後」を平成は引き継ぎ、守り抜いた。そのことは無論、素晴らしい。ですが、このごろ、どうにもきなくさいのです。他国の戦争に加わるようにする憲法解釈の変更に始まり、それに基づく安保法などの法整備、さらには事実上の空母を持つとか、敵基地攻撃可能な巡航ミサイルを持つとか、安倍政権が次々打ち出す策は「専守防衛」を骨抜きにし「平和主義」をぐらぐらと揺さぶっています。まるで「戦後」という平和の鐘が一つ、また一つと溶かされ、まがまがしい「戦前」という剣に鑄直されていくような。歴史や過去に学ぶのなら、「戦後を維持し、原発から脱却する」のが当然なのであって、「戦後から脱却し、原発を維持する」なんて、そう、あべこべです。◆「戦後」を脱却させない どうあっても「戦後」は続けなければなりません。無論、明日から始まる新たな時代も、ずっと。高浜虚子の名句を借りるなら、そうした私たちの誓い、願いこそが<平成令和貫く棒の如きもの>であると信じます。少なくとも人間のやることで、人々のかけがえのない「当たり前」が奪われることがないように。「当たり前」の平安をかみしめながら、平成の背中を見送りたいと思います。」

[2019年5月1日(水)]

○今朝の毎日新聞に掲げられていた『皇位安定継承なお課題 女系天皇の議論進まず』と題する記事を、以下に転載させて頂く。「新天皇陛下(59)が即位され、皇位継承の歯車一つ進む。新陛下より若い皇位継承資格者は継承順位1位の皇嗣となる秋篠宮さま(53)と、2位で秋篠宮さまの長男悠仁さま(12)のみとなった。女性皇族は結婚すると皇室から離れるため現状の制度のままでは皇族数の先細りは避けられない課題として残っている。



新年一般参賀で手を振られる天皇ご一家=皇居・宮殿で2019年1月2日(毎日新聞)

これまでの議論を整理した。2017年6月に成立した退位特例法の付帯決議は、結婚後も女性皇族が皇室に残る女性宮家の創設などを含む安定的な皇位継承を確保する諸課題について、政府に対して「法施行後速やかに」取り組むよう促した。「法施行後」とは前の天皇陛下(85)の退位が実現した後のこと。代替わりが実現したいま、政府は具体的な対応を迫られている。1947年に憲法と同時に施行された皇室典範は第1条で「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」と定めた。父方が天皇の血を引く男系の男子しか天皇になれない。側室制度はなくなったが、明治時代の旧皇室典範で明文化した「男系男子」の規定を引き続き適用した。さらに第12条は「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」としている。終戦直後の皇族は、次世代の男子として当時皇太子だった前の陛下と、その弟である常陸宮さま(83)のほか、昭和天皇の弟の秩父宮さま(53年逝去)、高松宮さま(87年逝去)、三笠宮さま(2016年逝去)らも健在だった。1960年に新陛下、65年に秋篠宮さまが相次いで誕生し、政府も国民も皇位継承資格者が不足する事態は想定していなかった。ところが秋篠宮さま以降、約40年間も皇室に男子が誕生せず、政府は検討に着手せざるを得なくなった。**女性宮家含め、保守派が反発** 最初の取り組みは小泉純一郎内閣の2005年。新陛下の長女愛子さま(17)の誕生から約4年後にあたる時期で、女性皇族にも皇位継承資格を広げる検討を始めた。「皇室典範に関する有識者会議」で1月から議論を始め、11月まで開いた計17回の内容を報告書にまとめた。報告書は、側室制度がなく、社会で晩婚化、少子化が進む中、皇室でも男系男子で皇位を安定的に継承するのは「極めて困難」と結論づけた。そのうえで女性天皇や父方が天皇の血筋でない女系天皇を容認すれば「世襲という最も基本的な伝統を安定的に維持」できるようになり「象徴天皇制度の安定的継続を可能にする」とした。この制度を実現する場合は、皇室典範1条だけでなく12条の改正が必要となるが、女性皇族は結婚後も皇室にとどまり、配偶者や子孫も皇族となる。報告書は皇位継承順については、男女の別なく長子優先とすることが「制度としてわかりやすく、優れている」との判断も示した。実は政府は皇位継承問題について、有識者会議に先立つ1997年から、内閣官房、宮内庁、内閣法制局の幹部、OBらが極秘検討会を開いていた。有識者会議は、こうした蓄積が議論のもとになった。ただし報告書に対しては、自民党保守派を中心に、女系天皇に反対する運動が盛り上がった。小泉首相は保守派の反発を振り切って2006年の通常国会へ典範改正案を提出する方針だったが、2月に秋篠宮妃紀子さま(52)の懐妊が分かり、国会提出を見送る。9月には悠仁さまが誕生し、直後に発足した第1次安倍晋三内閣は女性・女系天皇の検討を棚上げした。ただし、問題は根本的には解消されていない。悠仁さまと将来の配偶者に、男子誕生への過度の期待と負担が掛かる不安定な制度であるのは変わりが無い。**安倍首相、検討を封印** その後、前の陛下の初孫である秋篠宮さまの長女眞子さま(27)が成人されたのを契機に、民主党の野田佳彦内閣が2011年秋から女性宮家の検討を始めた。基本的な考え方は小泉内閣の報告書に盛り込まれていたが、国民的な理解を得るために丁寧な議論を目指した。2012年10月に公表した論点整理は保守派にも配慮し、皇位継承問題に踏み込まず女性宮家は一代限りとしたが、それでも保守派は反発。2012年12月に保守派の支援で政権復帰した安倍首相は、再び検討を封印して今日に至っている。女性宮家の制度設計は、民間から皇室に入る夫と誕生した子供を皇族とするかが大きな議論になる。野田内閣は皇族とする、しないの2案を示しつつ、「それぞれ長所、短所があり、更なる検討が必要」とした。一般国民の男性が女性皇族との結婚で皇族となれば、過去に例がない。さらに子どもを皇族とすれば女系皇族となる。将来、皇族の男系男子がいなくなった場合、天皇とすべきだという議論が起きる可能性がある。安定継承につながる選択肢を将来に残すメリットになる一方、保守派は反発する。一方、夫や子どもを皇族としない場合は次世代につながらず、妻と他の家族が皇族と一般国民に分かれる複雑な家庭となる。このほか、女性皇族に結婚後も公的な役割を与えて公務を継続させる案も野田内閣で示された。安倍内閣はこの案を検討しているが、皇族数の減少に変わりなく抜本的な解決にはならない。」**何かというと皇室典範が引き合いに出されるが、たかだか150年前にできた法律に縛られることはないであろうし「側室制度を持たずに男系男子で皇位を安定的に継承」することがいかに困難であるか、少し考えてみれば明らかかなことではなからうか。**

○ネット情報、水島宏明氏(上智大学教授)のサイトにあった『改元特番でNHKだけが伝えた“不都合な真実”』が目を引いた。昨晚のNHKスペシャル『日本人と天皇』は筆者も拝聴させて頂いたが、同氏はその内容を要領よくまとめておられたので、以下に転載させて頂く。「冒頭のナレーションはこう始まる。「東京の光の海に囲まれた夜の皇居。今から4時間後に新たな天皇が即位します。これから行われる一連の儀式。天皇の知られざる伝統の姿が現れます。それは神と向き合い祈る姿です。」鎌倉時代から江戸時代までの即位の時に行われてきた神道と仏教の儀式も明らかにされる。そこには天皇と神と仏を一体にするサンスクリット語の呪文「ボロン」も明らかにされる。このように番組では天皇が行う宗教的な儀式などを撮影した映像をふんだんにつかって天皇の宗教行事の歴史的や経緯や変化などを伝えていた。その上で、番組の圧巻な部分は、「皇位継承」についての取材である。戦前の皇室典範も戦後のそれも「男系男子」(男親の系譜で生まれる男子)を天皇継承の条件と定めている。これまでの歴史では女性の天皇がいた時も「男系」(父親か祖父などが男性)の天皇であって女系はいなかった。この問題をめぐる取材が非常に深い。戦後に新しい憲法が公布されて、天皇は「象徴」という立場になり、官家も11が廃止されて51人が皇族から民間人に身分が変わった。この取材班は、新憲法が公布された日に三笠宮崇仁親王(昭和天皇の末弟)が皇室典範の草案を審議していた枢密院に提出した皇室典範改正をめぐる意見書を掘り起こしたが、そこで三笠宮は以下のように書いている。「今や婦人代議士も出るし、将来、女の大臣が出るのは必定であって、その時代になれば今一度、女帝の問題も再検討」するのは当然だと。進歩的な思考の持ち主だった三笠宮は、天皇にも基本的人権を認めて、場合によって「譲位」という選択肢を与えるべきとも書き残していた。けっきょく、三笠宮の意見書は枢密院で検討された形跡がなかったが、その後、小泉政権で「女性天皇」「女系天皇」の問題が検討の対象になる。平成13年(2001年)、当時の皇太子ご夫妻(現天皇皇后両陛下)に女子(愛子さま)が生まれたことで、平成17年(2005年)、小泉政権で皇室典範に関する有識者会議が発足して、10ヶ月間、委員はいろいろな資料を元にして議論を進めたという。その中で委員が知った意外な事実があったという。これまでの125代におよぶ天皇のうち、約半分が「側室」(第2夫人、第3夫人など)の子と見られているという。戦後は「側室」という制度はない。過去400年間では側室の子ではない天皇は109代の明正天皇、124代の昭和天皇、125代の前天皇(今の上皇陛下)の3人のみで、側室の制度がない現在においては「男系」の伝統の維持は難しいという声が多く委員が認識したという。けっきょく、この有識者会議では男女の区別なく「直系の長子(天皇の最初の子ども)を優先する」という最終報告を出し、翌年(2006年)、政府は「女性天皇」「女系天皇」の容認に舵を切った。ところがこの動きに猛反発したのが男系の伝統を重視する人たちだったと、2006年3月に日本会議が行った「皇室の伝統を守る1万人大会」の映像が登場する。日本会議の関係者の映像がNHKスペシャルのような正統派ドキュメンタリー枠で登場するのはかなり珍しいが、NHKのスタッフは今回、番組制作にあたってこうした団体も正面から取材して放送している。当時の平岩赳夫衆議院議員(日本会議国会議員懇談会会長)は演説で以下のように語っている。「連帯と125代万世一系で、男系を守ってこられたご家系というのは、日本のご皇室において他にはありません。守らなければならない伝統や文化は断固守っていかねばならない」さらに國學院大學名誉教授の大原康男さんもインタビューで「女系はいまだかつてない、まったく別の王朝が生まれること」などと説明するが、けっきょく2006年秋に秋篠宮ご夫妻に長男の悠仁さまが誕生したことで棚上げとなって議論が見送られた。だが、有識者会議の委員の1人だった元官房副長官の古川貞二郎さんが以下のような言葉を述べるのである。「私はね、不本意ながら、本当に日本の象徴天皇制は自然消滅するのね、そういう言葉は使いたくないけれど、そういう可能性が高いんじゃないかというふうに心配しますですね。これは、というのはお1人。いずれ悠仁親王殿下おひとりになられる。本当に国民が理解し支持するという案で、この象徴天皇制を継承する議論をし、取り組みをしないと、私は後生に非常に悔いを残すことになりはしないだろうか、というふうに思いますね」確かに、これまで125代の天皇のうち、側室から生まれていない天皇が3人しかないのであれば、側室という制度がなくなった以上、「女性天皇」を認め、「女系天皇」を認めない限りは、古川氏の言う通りで「自然消滅」してしまう可能性が高い。「男系」を維持すべきと訴えてきた(日本会議系の)人たちは「ある案」に期待を寄せていると、番組で紹介している。それは旧官家の子孫を皇族に復帰させることで、男系が続く家の男子が女性皇族と結婚するか、皇族の養子になってもらう、という案だという。いずれにせよ、本人にその意思がなければ実現できないため、NHKの番組取材班は旧官家の人たちに「質問状」を送って、皇族に復帰する気持ちがあるかどうかを尋ねたところ、全員が「この件はコメントをさし控えたい」という反応だった。番組では「仮に復帰する意思があったとしても皇室典範の改正は必要」とナレーションで説明。「女系」に反対する急先鋒だった平沼赳夫元衆議院議員にもインタビューしている。(平沼赳夫元議員)「やっぱり悠仁親王に男の子がたくさん将来お生まれになることが望ましい。」(ディレクター)「一般の我々にしても、女の子がずっと生まれるというのはある。天皇家だけ例外があるのかということとそれも…」(平沼、

しばらく無言で考えた後で)「誰も結論は出ないでしょうけど、じっと待つしかないな。それを信じながら」右派の大物議員で現政権にも少なからぬ影響力を与える人物でさえ「じっと待つ」「信じる」という他にこれという妙案がないという。そうであればこそ、100年先、200年先でも継続するような仕組みを国民全体でどうやってつくるのか議論することが必要なテーマであるはずだ。この番組の最後は、戦後すぐに皇室典範に「女性天皇」「女系天皇」の余地を検討すべきだと提言していた三笠宮崇仁親王の晩年の声が登場する。2004年にNHKのラジオ番組に出演した時の肉声だ。「女帝自体も大変だし、けれども今度は一般の人が配偶者になるということはこれは大変で、戦後、華族制度がなくなりまして、華族制度をなくすということは、いわば天皇制の外堀を埋められたようなこと…。今になって考えますとね、だから女帝になっても、配偶者になる方がいないんじゃないかと思うんですね。今の日本人では…。今はマスコミが騒ぎすぎますねえ。あれだと本当に将来もそういう立場になるという人もおじけづくだろうし…。理屈では当然、女帝であってもしかるべきだけれども、現実問題としては、果たしてそれがどうなるのか。女帝おひとりで終わっちゃうのも困りますしね、これはともかく大きな問題だと思いますね」三笠宮は皇室の行く末を案じながら、3年前に100歳でこの世を去った。この部分の音声には前天皇ご一家の家族写真の映像が挿入されている。現天皇の長女・愛子さまの他に秋篠宮ご夫妻(現皇嗣・皇嗣妃ご夫妻)の長女眞子さまや次女の紀子さまも写っている写真。眞子さまとかつて婚約を発表した小室圭さんをめぐる報道を思い出してみても、確かに将来、女帝が誕生するにしても、その配偶者になる人が現れるものだろうかと思ってしまう。改めて三笠宮の慧眼には恐れ入るほかない。三笠宮が考えていた「持続可能性がある象徴天皇制」ということを考えると、現状ではあまりに課題が多いということ、この番組で突きつけられた気がする。「お祝いムード」一色に染まったテレビ番組が圧倒的に多い中で、このNHKスペシャルは長い目で見た「象徴天皇」のあり方を国民に訴える非常にすぐれたドキュメンタリー番組だったと思う。番組の最後のナレーションはこう終わっている。筆者自身の経験でも番組の最後のナレーションは制作者がそれぞれ全身全霊をかけて書き上げるものだ。「長い歴史の中で、伝統を受け継ぐそれぞれの時代の日本人の姿を反映した天皇をめぐる課題に、主権者である私たちはどう向き合っていくのか。新たな天皇に何を期待し、どのような時代をともに作っていくのか。その問いとともに、令和がまもなく始まります。」生前退位の儀式の後にNHKが放送したドキュメンタリーが突きつける課題はとても重い。お祝いムードに浮かれてばかりいるのではいけない。象徴天皇制をどうつくっていくかは、私たち1人ひとりの国民の意識なのだと言っている言葉だ。日本人が「象徴天皇」について考えるこの数日、どうあるのが望ましいのかじっくり考えるべきだろう。」

[2019年5月2日(木)]

○今朝の東京新聞は社説に『天皇と憲法(4) 平和への祈りは続く』と題する論説を掲げていたので、以下に転載させて頂く。「平成」は戦争のない、平和な時代として歴史に刻印された。天皇は常に平和を祈る存在でもあった点は大事だ。憲法はむしろ平和主義を最重視する。「国民に寄り添い、憲法にのっとり、日本国民統合の象徴としての責務を果たします」5月1日。天皇陛下が即位後に述べたお言葉だ。上皇さまも1989年の即位で「憲法を守る」と語り、お言葉の中には「平和」の文字が3回あった。憲法の中核である平和主義と天皇制は結びついていないか。新憲法制定の過程で、天皇制の維持と戦争放棄の規定が同時に構想されたとみられるからである。◆戦争放棄は日本側から その手掛かりが、昭和天皇の公式記録である「昭和天皇実録」にある。1946年1月25日の項に次のように記されている。〈午後3時25分、表拝謁ノ間において内閣総理大臣幣原喜重郎に謁を賜い、奏上を受けられる。幣原は昨日連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーと会見し、天皇制維持の必要、及び戦争放棄等につき懇談を行った〉戦争放棄案を首相の幣原側から持ち掛けたとする説に絡む一節だ。その前日、1月24日に幣原がマッカーサーと会ったのは明白である。懇談内容は幣原が亡くなる直前に秘書官だった元岐阜県知事平野三郎に語った。「平野文書」はこう記す。〈風邪をひいて寝込んだ。僕が決心をしたのはその時である。それに僕には天皇制を維持するという重大な使命があった〉、〈天皇の人間化と戦争放棄を同時に提案することを僕は考えた〉そして幣原はマッカーサーと語り合った。戦争放棄をすれば、天皇制を存続できる。それが幣原の計算だった。◆念頭から離れない遺族〈第九条の永久的な規定ということには彼も驚いていたようであった。(中略) 賢明な元帥は最後には非常に理解して感激した面持ちで僕に握手した程であった〉「マッカーサー回想記」にも同じ場面の記述が見える。〈私は腰が抜けるほどおどろいた。(中略) この時ばかりは息もとまらなばかりだった。戦争を国際間の紛争解決には時代遅れの手段として廃止することは、私が長年熱情を傾けてきた夢だった〉昭和天皇に幣原が内奏したのは、その翌日である。また1956年につくられた憲法調査会会長の高柳賢三がマッカーサーに書簡を出したが、同じ趣旨の返信があった。他にも幣原の友人に語ったメモが存在する。どれも内容が同一方向を指し、事実関係に矛盾がな

い。「昭和天皇実録」も含めて…。戦争責任を問われかねない昭和天皇。そして天皇制の維持のため、日本は平和主義の路線をとった。そんな幣原の筋書きが見えるようである。日本国憲法は連合軍司令部(GHQ)に押し付けられたという「押し付け憲法論」がある。確かに、GHQの影響下で新憲法が制定されたことは事実だ。だが、新憲法の最大の要である九条案を日本側から提案したとなると様相はがらりと変わる。憲法一条と九条のつながりは重みがある。連合軍側から天皇が戦争責任を追及されれば、天皇制の維持も危うかったからである。幣原提案説を上皇さまが聞かされていたかは不明である。だが、戦争経験者や遺族の存在は、おのずと天皇が慰霊の旅をし、祈る存在とし、さらには多くの国民の平和希求の思いと重なった。実際、上皇さまが平和を強く希求したのは事実だ。例えば1994年の誕生日のお言葉。〈戦争による多くの犠牲者とその遺族のことは少しも念頭を離れることなく、今後ともその人々のことを思いつつ、平和を願い続けていくつもりです〉昨年12月の誕生日にも。〈平成が戦争のない時代として終わろうとしていることに、心から安堵しています〉戦争を繰り返した明治憲法下で、天皇は陸海軍を統率する大元帥の地位にあった。戦争と天皇とは無縁でなかった。そのことを考えれば、「平和の天皇」でいられた感慨は、ひとしおであったろう。喜びであった。記者会見でも述べられた。◆戦争の記憶を伝える〈先の大戦で多くの人命が失われ、戦後の平和と繁栄が(中略)国民のたゆみない努力によって築かれたものであることを忘れず、戦後生まれの人々にも正しく伝えていくことが大切である〉戦争の記憶を正しく伝える。次世代への貴重なメッセージと受け止める。天皇陛下は「上皇陛下の象徴としてのお姿に心から敬意を申し上げる」と述べた。平和に対する気持ちも、もちろん引き継がれるであろう。」

[2019年5月3日(金)]

○今日は憲法記念日。今朝の東京新聞社説には『天皇と憲法(5) 未来の皇室のために』と題するシリーズ最後の論説が掲げられていたので、以下に転載させて頂く。「天皇家は長い固有の伝統を継ぐ。それゆえ民主主義や自由、権利、平等の近代的価値観とうまく接着できない面がある。解決には国民との対話が必要だ。皇室経済法のある条文。〈皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける〉「由緒ある物」とは何だろうか。皇位継承と密着しているから、いわゆる三種の神器を指すとも考えられる。鏡、剣、勾玉で、今回の即位の礼にも剣璽等承継の儀があった。◆国家神道とは離れて この解釈をめぐり、「憲法と天皇制(岩波新書)」の著者、横田耕一九州大名誉教授は次のように記している。「神器継承儀式が政教分離原則に違反するなら、この規定を根拠にそうした儀式を行うことは許されず、またそうした儀式を定めたものとしてこの規定が解釈されるなら、この規定自体が違憲」明治から天皇制は神道と強く結び付いた。戦後、連合軍司令部(GHQ)は国家神道と軍国主義が再び接しないよう、国家神道の廃止を求めた。兵隊が「天皇陛下万歳」と命を投げ出す源泉をそこに見たのだ。それゆえ日本国憲法では政教分離原則が規定された。だから、この原則に皇位継承の儀式が反するならば、「違憲」になる解釈も成り立つわけだ。同じ問題は天皇の代替わりの重要祭祀である大嘗祭でも起きる。即位の中心的な儀式である即位の礼などは国事行為として執り行われる。それに対し、大嘗祭は皇室の行事である。11月中旬に行われ、新穀を神々に供えて祈る儀式である。宗教色が濃いため、憲法の政教分離原則に配慮して、皇室行事となった。平成での前例に倣った結果でもある。◆政教分離原則に照らし だが、今回は国事行為としないとしつつ、費用は国費を充てた。政府は「重要な儀式で公的性格が認められる」としたが、知事の参列などは政教分離原則に反すると訴訟が各地で起きた。請求は退けられた。だが、大阪高裁ではこんな指摘が出た。〈国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかと疑義は一概に否定できない〉皇位継承に伴う儀式には、違憲の疑義がぬぐい切れないものもあろう。皇統の継承儀式により、天皇を神聖化することは、国民に特定の宗教を強制することにもつながるからだ。皇位継承の論点はいくつもある。憲法では皇位は世襲で、皇室典範に基づき継承すると定める。典範の一条はこう記す。〈皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する〉この規定のため、未来に皇統をどうつなげるかが問題になる。少子高齢化とともに皇室も男性皇族の減少に直面することになったからである。だが「男系男子」の規定は明治以降のことで、江戸時代までは女性天皇も、天皇に養子を迎えることも許されていた。歴史上では女性天皇が8人(10代)いた。古くは推古、持統の両天皇が有名であるし、江戸時代にも2人の女帝がいた。約200年前に退位した光格天皇は閑院宮家から天皇の養子になり、即位した人だ。今回の退位は光格天皇以来で、明治からの終身在位制に一つの風穴を開けた。退位を大多数の国民が支持したからだ。もはや「一代限り」で収まらないはずである。退位の自由ができれば、即位しない自由も生まれる可能性はある。時代の動き次第では天皇制の存廃議論もありえる。つまり、明治以降の「男系男子」の定めも、時代とともに国民意識が変わり、女性の天皇の容認などに広がるのではないかと。男女平等の憲法の下では、ふさわしいとも考えられる。少なくとも天皇代替わ

りの儀式に女性皇族を参列させないのは時代錯誤である。日本国憲法は身分制を含有する。天皇・皇族・国民という三つの身分が存在する。天皇家には特権があるが、その代わりに選挙権や職業選択の自由、居住の自由などが無い。表現の自由なども、大幅に制限されている。◆天皇家に自由の風も つまり、天皇家は「身分制の飛び地」に住んでいるわけだ。そのような天皇制は曲がり角にきてはいないか。当事者である皇室の声に耳を傾けてもみたい。西欧王室より窮屈そうな天皇家にもっと自由の風が吹くだろうか。伝統を傍らに置きつつも、象徴天皇制をどう考え、どう変えるかは私たち国民の側に多くを委ねていよう。(担当者明記)

[2019年5月4日(土)]

○昨日の憲法記念日には改憲反対と改憲推進双方の立場から集会が行われたとのこと。今朝の東京新聞では、『平和憲法令和も守る 施行72年集会に6万5000人』と題して、反対派の集会を以下のように報じていた。

「日本国憲法施行から72年となる憲法記念日の3日、東京都江東区の有明防災公園(東京臨海広域防災公園)で護憲派の「5.3憲法集会」が開かれた。約6万5千人(主催者発表)の参加者が、安倍晋三政権が2020年を目標に進めようとしている九条改憲に「許すな改憲発議」と反対の声を上げた。司会の講師神田香織さんは、新元号の「令和」が連日のニュースをにぎわしていることに触れ「異常な改元騒ぎの陰で何が起きているのか、手を打たなくては」と呼び掛けた。登壇した音楽評論家の湯川れい子さんは「私は83歳だが、九条を守るため残り時間をかけたい。あらゆる理屈を超えた日本、世界の宝だ」と決意を表明。沖縄・辺野古新基地建設をめぐる県民投票の会代表の元山仁士郎さんは「反対が圧倒的なのに工事は進んでいる。なぜ民意は反映されないのか。民主主義って何なのか」と疑問を投げ掛けた。集会後、参加者は「憲法守れ」と声を上げながら周辺をデモ行進した。(署名記事)」



集会でプラカードを掲げ「改憲反対」を訴える参加者=東京都江東区の有明防災公園で

○その隣には『「20年改憲施行 変わらず」首相、改憲派集会で明言』と題する推進派の記事も掲載されていた。「安倍晋三首相(自民党総裁)は3日、改憲派の民間団体が東京都内で開いた集会「公開憲法フォーラム」にビデオメッセージを寄せ、2020年に改憲施行する目標を維持していると明言した。九条への自衛隊明記について「私は先頭に立って、責任をしっかりと果たす決意だ」と強調した。一方、立憲民主党など野党は反発、改憲阻止に向けた連携を呼び掛けた。首相は「民間憲法臨調」(桜井よしこ代表)などが主催した集会にメッセージを送った。首相は2017年の同じ集会にメッセージを出し、九条への自衛隊明記や、2020年改憲施行と時期を初めて示した。昨年は具体的な時期に触れなかったが、今年は再び2020年施行に言及し「今その気持ちに変わりはない」とした。首相は九条を巡り「憲法に自衛隊を明記し、違憲論争に終止符を打つ」と表明した。教育の充実を憲法に明記する必要性も訴え「家庭の経済事情にかかわらず、教育は全ての子どもたちに、真に開かれたものとしなければならない」と話した。首相は「国民の代表である国会議員が活発に議論を行い、国のあるべき姿を提示する責任がある」と国会での議論を促した。立民、国民民主、共産、社民の野党4党首は、民間団体が都内で開いた集会「5.3憲法集会」に出席。立民の枝野幸男代表は「『権力を憲法によって拘束する』というまっとうな社会をつくるため、各党と連携して安倍政権を倒す先頭に立つ」と話した。(署名記事)」

○さらに同紙には、『首相、進め改憲議論にいらだち』と題する解説記事も掲載されていたので以下に転載させて頂く。「解説」首相が2020年の改憲施行目標を改めて明言し「先頭に立つ」と強い意欲を示した背景には、改憲論議が思い通りに進まないことへのいらだちがある。自民党内や国会議論の中心メンバーに側近を配置したのに改憲論議は進んでいない。衆参両院で改憲勢力が発議可能な3分の2を維持する現状を生かしていないとして、首相支持層からは不満も漏れる。3日の集会で、主催団体代表の桜井よしこ氏は「憲法改正できる状況にあるのに、なぜやらないのか」と語った。首相はこれまでの「国会で、各党の議論が深められることを期待している」と一歩引いた姿勢を変え、局面打開を狙った。だが思惑通りにいくとは限らない。国会の憲法論議は、首相が前面に出るとかえって進まなくなることが繰り返されてきた。2年前に首相が2020年施行に言及、自民党が改憲4項目の条文案をまとめて以降、衆参の憲法審査会で議論は1回も行われていない。

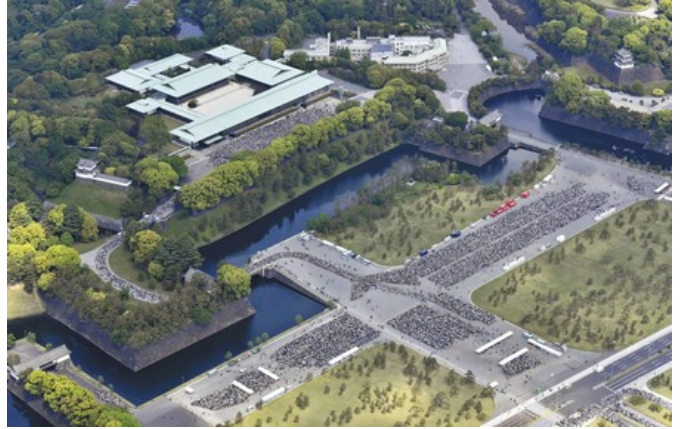
安倍晋三首相の発言ポイント
● 2年前、2020年を新しい憲法が施行される年にしたいと話した。今もその気持ちに変わりはない
● 憲法に自衛隊を明記し、違憲論争に終止符を打つ。私は先頭に立ち、責任をしっかりと果たす決意だ
● 家庭の経済事情にかかわらず、教育は全ての子どもに開かれたものとする。しっかりと憲法に位置付けなければならない

○さらに同紙には、『首相、進め改憲議論にいらだち』と題する解説記事も掲載されていたので以下に転載させて頂く。「解説」首相が2020年の改憲施行目標を改めて明言し「先頭に立つ」と強い意欲を示した背景には、改憲論議が思い通りに進まないことへのいらだちがある。自民党内や国会議論の中心メンバーに側近を配置したのに改憲論議は進んでいない。衆参両院で改憲勢力が発議可能な3分の2を維持する現状を生かしていないとして、首相支持層からは不満も漏れる。3日の集会で、主催団体代表の桜井よしこ氏は「憲法改正できる状況にあるのに、なぜやらないのか」と語った。首相はこれまでの「国会で、各党の議論が深められることを期待している」と一歩引いた姿勢を変え、局面打開を狙った。だが思惑通りにいくとは限らない。国会の憲法論議は、首相が前面に出るとかえって進まなくなることが繰り返されてきた。2年前に首相が2020年施行に言及、自民党が改憲4項目の条文案をまとめて以降、衆参の憲法審査会で議論は1回も行われていない。

改憲を急ぐ首相の姿勢が、与野党協調の上に成り立つ憲法論議の土台を壊した。与野党協調による国会の憲法論議の礎を築いた中山太郎・元衆院憲法調査会長は本紙の書面インタビューに「国会は期限を設けることなく熟議してほしい」と答えている。(署名記事)

[2019年5月5日(日)]

- 今朝の東京新聞は『天皇陛下即位、初の一般参賀 皇居に14万人 諸外国と手を携えて世界の平和を』と題して、昨日の一般参賀の様子を伝えていたが、驚くべきは一般参賀に訪れた人の数である。以下に記事を転載させて頂く。「天皇陛下の即位を祝う一般参賀が4日、皇居であり、陛下は「皆さんの健康と幸せを祈るとともに、わが国が諸外国と手を携えて世界の平和を求めつつ、一層の発展を遂げることを心から願っております」とあいさつされた。そして「このように皆さんからお祝いいただくことをうれしく思い深く感謝いたします」と謝意も示した。1日に即位した陛下が公式行事で国民の前に姿を見せるのはこれが初めて。陛下は一時間ごとに計6回、皇后さまや皇嗣秋篠宮ご夫妻ら皇族方と一緒に宮殿・長和殿のベランダに立ち、にこやかに手を振って参賀者の祝意に応えた。皇居前広場には早朝から長い行列ができ、宮内庁によると14万1130人が訪れた。平成の代替わり時、1990年11月に行われた上皇さまの即位を祝う一般参賀より約3万人多かった。この日の東京都心は最高気温が6月上旬並みの24.8度を記録し、皇宮警察本部によると、熱中症とみられる体調不良などを訴えて救護所で手当を受けた人が120人以上にのぼった。東京消防庁によると、参賀者28人が熱中症の疑いなどで救急搬送された。陛下は5回目以降のあいさつでは「このように暑い中、来ていただいたことに感謝いたします」との一文を加え、参賀者を気遣った。陛下は今後、8日に皇居・宮中三殿で即位礼と大嘗祭の期日を皇祖神や歴代天皇へ報告する儀式に臨む。また、月内に春の叙勲の親授式や国賓として来日する米国トランプ大統領の歓迎行事などが予定されており、多忙な日々が続く。」
- もう一つ、今朝の東京新聞で注目したのは、右の前川喜平氏のコラム『田中耕太郎』であった。田中耕太郎



と云えば、砂川事件の伊達判決を覆しただけでなく、わが国の司法制度を根底から壊してしまった人物で、同氏が出身高校の大先輩であることを、個人的には大変不名誉なことと思ってきた。それはともかくとして、前川氏とは逆に、田中耕太郎がわが国の文部行政に多大の貢献をしてきたことを、右のコラムによって初めて知った次第である。それにしても「教育の独立と政治に対する優位性を説き、政治による教育への介入を否定した」ほどの人物がなぜ「司法の独立を自ら害する行為」を行うことになってしまったのか、疑念は一層深まるばかりである。

本音のコラム

田中耕太郎という人物は、僕にとつて無条件に尊敬の対象だった。敗戦後、東京帝大教授から文部省学校教育局長となり、吉田内閣で文部大臣、その後、参議院議員、最高裁判所長官、国際司法裁判所判事を歴任した。戦後日本の教育界および法学界の巨星だ。文部大臣としては、教育基本法の制定に尽力し、その後大著「教育基本法の理論」を著している。彼は著書の中で教育の独立と政治に対する優位性を説き、政治による教育への介入を否定した。戦後日本の教育の礎を築いた恩人と言つてよい。文部省の局長としては、僕の遠い前任者にも当たる。だから迷いも疑いもなく尊敬していた。ところが、十年ほど前から順次機密解除となったアメリカの公文書から思いもよらぬことが判明した。米軍を駐留させる砂川事件の一審伊達判決。覆す判決を最高裁が出す前に、長官だった田中は政治的配慮からアメリカに裁判情報伝えていたのだ。司法の独立を自ら害する行為である。砂川事件で有罪とされた元被告人は、公平な裁判が行われなかったとして再審請求をしたが、昨年七月最高裁は訴えを棄却した。この三月、元被告人は改めて国家賠償請求訴訟を提起している。田中耕太郎に対する僕の尊敬の念は、この数年で見事にほんでしまったのだった。(現代教育行政研究会代表)

2019.5.5

2019年5月5日 文責：瀬尾和大